

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 内閣官房

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.8%
全職員	68.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	90.0%
本省課室長相当職	96.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	91.5%
係長相当職	90.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.0%
31～35年	78.3%
26～30年	94.6%
21～25年	93.4%
16～20年	89.3%
11～15年	87.1%
6～10年	91.0%
1～5年	81.0%

【説明欄】

給与の男女の差異が生じる要因として、

- ・ 男性職員に占める相対的に勤務年数が長く、賃金水準が高い幹部職員の割合が女性職員に比して高いこと
 - ・ 女性職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（非常勤職員等）の割合が男性職員に比して高いこと
 - ・ 扶養手当等の手当を男性職員が受給する場合が多いこと
- 等が考えられる。

職員数について、月の途中での出向・休職・退職等がみられる実態に鑑み、原則として、勤務日数に応じて人数換算して算出した（例えば、所定勤務日数 22 日のうち 11 日勤務している月は 0.5 人換算）。ただし、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の職員数については、非常勤職員及び期間業務職員は、給与支給があった月は所定勤務日数の勤務をしたものとみなし、1 人換算として計算している。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - ・「指定職相当」：一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
 - ・「本省課室長相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 7 級から 10 級相当職の職員
 - ・「地方機関課長・本省課長補佐相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 5 級及び 6 級相当職の職員
 - ・「係長相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 3 級及び 4 級相当職の職員
 - ・一般職給与法の指定職俸給表や行政職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員については、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について」（昭和 27 年蔵計第 922 号大蔵省主計局長通牒）別表第 1 及び第 2 等に基づき、一般職給与法の行政職俸給表(一)の各級に相当する級・号俸により、各役職段階に区分
-
- * 勤続年数は、国の機関における採用年度（他省庁で採用され内閣官房に出向している職員については、当該他省庁で採用された年度）を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。